

前注1 核心を突いた簡潔な質問が効果的でしょう。

項目		質問内容	備考
高レベル放射性廃棄物とはどのような危険物なのか？	1	文献調査の「報告書」を見ても、そもそもガラス固化体がどのような危険物なのか、漠然としかわからないので、意見の述べようがない。資源エネルギー庁の「よくあるご質問へのご回答」でも遮蔽された状態の放射能レベルは低いという程度の説明であり、読んでかえって不安になった。「最悪の事故が発生した場合、こういう被害が予想されるから、こういう対策が必要だ」という肝心の情報がない。公的機関が危険性について作成した自然界への拡散シミュレーションなど具体的に科学的に説明した文書名を教えてください。	* 意見を述べても最終処分法に反する政策変更などは予定していないことを念頭に置くこと。  * 質問・意見の趣旨説明をしていると時間を浪費するだけ、端的な表現で効率的に。
	2	今回の「報告書」を含む最終処分政策を理解し判断するために、高レベル放射性廃棄物を、なにも対策を講じないで自然界に放置した場合、環境と人間にどのような被害が発生するのか「科学的特性マップ」のような「科学的汚染マップ」を作成して丁寧に示してください。	
	3	今回の「報告書」を含む最終処分政策を理解し意見を述べる前提として、埋め戻したガラス固化体が自然界に漏れ出した場合に予想される環境汚染被害について、次のような情報を「科学的特性マップ」のような「科学的汚染マップ」を添付して示してください。  放射性物資が全体の1%、0.1%、0.01%、0.001%が漏れた場合。  その漏れた量が1年間の集計量、10年間の集計量、50年間の集計量、100年間の集計量などに場合分けしたものの。	* 集団で事前打ち合わせをしてきたことを隠す必要は全くない。 堂々と「事前に学習してきたが」「ここにもたくさん来ていますが」と言ってもよい。
	4	今回の「報告書」の前提となっている最終処分法による政策を理解し意見をまとめたいので、埋め戻したガラス固化体から放射性物質が漏れだした「最悪の事故」の場合の農業被害、漁業被害について「科学的汚染被害マップ」のようなもので示しわかりやすい丁寧な説明をしてください。	
ガラス固化体とはどんな物かについて	5	幌延問題浮上当時の国会審議の議事録を見ると、道内出身の国会議員である五十嵐広三氏が、「ガラス固化体」1個の放射能レベルは、低レベルの放射性廃棄物ドラム缶に換算してどのくらいかを糺しています、これに対して動燃事業団理事である植松邦彦氏は「高レベルのガラス固化体1体に相当するキュリー数は低レベルのドラム缶の数百万本に相当する」と答えています。	

		<p>当時説明したガラス固化体と、現在国の政策で扱っているガラス固化体の放射能レベルは同程度ですか。</p> <p>＜資料：国会会議録検索システム＞</p> <p>第101回国会衆議院 科学技術委員会 第22号 昭和59年8月2日</p>	
地学専門家の声明について	6	<p>2023年10月に、約300名の地学専門家が「世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない。現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を」という声明を公表しました。</p> <p>今回の文献調査の「報告書」作成にあたって、この声明を検討しましたか。検討したとすれば、その具体的に検討内容を記録した文書名を教えてください。</p> <p>＜資料＞</p> <p>声明</p> <p>世界最大級の変動帯の日本に、地層処分の適地はない  —現在の地層処分計画を中止し、開かれた検討機関の設置を—</p> <p>2023年10月30日</p>	
	7	<p>2023年10月30日の地学専門家の声明は、1984年の原子力委員会放射性廃棄物対策専門部会の「放射性廃棄物処理処分方策について(中間報告)」を指摘したうえで、最終処分法的前提である安全性は科学的根拠を欠く旨の指摘をしています。</p> <p>法律で科学を否定することはできないのですから、NUMOとしては、上のような意見を聴いたうえで、自ら科学的に検証し、現在の科学技術の水準では、法律上はできることが前提だが、科学的には無理だと判断した場合は、その旨を所管する通産大臣に上申するという余地はありますか。そのような姿勢を持つことが科学的態度だと思いますが、違いますか？ 教えてください。</p>	
文献調査報告書について	8	<p>このような膨大な量の文書を、今年の11月に公表し、この短時間で、我々が読んで理解し意見を述べることなど不可能である。しかも、今日に至るまで、最も肝心の核のゴミの具体的危険性や被害のイメージが事前に何らの提供もなく、この報告書にも書かれていない。この報告書を理解する前提として、核のゴミが自然界に流出拡散した場合の自然と北海道やその近海、日本海、オホーツク海、太平洋などへの汚染と影響について先に説明してもらいたい。</p>	

	9	<p>この報告書は、量はすごく多いが、核のゴミの危険性、すなわち核のゴミが地下水を通して陸や海に流失した場合の被害、特に北海道の農業や漁業に対する被害を十分具体的に説明していません。このような危険性があるから、それに対応するためには、これこれの条件が必要だという説明が最初に書かれていなければならないはずです。量ばかり多いが、肝心の基礎的な土台が欠けています。核のゴミによる陸や海の汚染を心配する者としてこの報告書は我々を守るものになっていないと思います。違うというなら反論を述べてください。</p>	
過去の失敗の教訓について	10	<p>我が国の原子力事業を振り返ると、常に安全だ、安全だと言い続けてきました。しかし核燃サイクル構想の中核となる「高速増殖炉もんじゅ」は事故続きで廃炉となりました。原発の過酷事故は「隕石が衝突する確率より低い」などと言ってきたのに、3・11 事故を引き起こし、溶け落ちた核燃料は、今後何十年も放射性物質を噴出しつづけることとなります。このような事故の後には「想定外だった」という言葉がよくつかわれています。</p> <p>今回の文献調査に当たって、以上のような過去の失敗をどのように役立てたのですか。検討した国の公式文書名や NUMO の検討文書名を教えてください。</p>	
	11	<p>今回の「報告書」を読んでも、最終処分法に目を通して、放射性物質の環境への漏出という重大事故を想定した対策と責任について書かれた文章が見当たりませんか。これでは重大事故を想定外にしたことになりませんか。重大事故が発生しても、すべて「想定外だった」「想定外だから責任がない」ということになってしまうのですか。そうでないのであれば、放射能の環境への漏出という重大事故を想定した政策や責任について書かれた、法令名と文書名を示してください。</p>	
国際的な「約束事」の順守について	12	<p>1992年にブラジルの国連環境サミットで採択された「リオ宣言」の第10原則において①情報アクセス権 ②意思決定参加権 ③司法アクセス権を定めています。今回の報告書の策定は、この原則に配慮して行われましたか。この原則に配慮して行われたとしたら、具体的にどのように配慮したのですか、教えてください。また以上の三つの項目それぞれについて企画、実施、結論の集約の各段階ごとに、どのように配慮したかを示す文書名を教えてください。</p>	<p>リオ宣言は核廃棄物とは関係ないなどと言ったときはこれに反論する必要はない。「わかりました。海外に広く伝えて</p>

	<p>なお、回答は外国語に訳しても誤解されないように、あいまいさを排し、端的で明瞭な表現でお願いします。</p> <p>&lt;参考資料：質問で読む必要はない&gt;</p> <p>リオ宣言</p> <p>正式名称「環境と開発に関するリオ宣言」 1992年「環境と開発に関する国連会議」（通称ブラジル環境サミット）で採択。27原則よりなる。</p> <p>リオ宣言第10原則</p> <p>環境問題は、それぞれのレベルで、関心のある全ての市民が参加することにより最も適切に扱われる。国内レベルでは、各個人が、有害物質や地域社会における活動の情報を含め、公共機関が有している環境関連情報を適切に入手し、そして、意志決定過程に参加する機会を有しなくてはならない。各国は、情報を広く行き渡らせることにより、国民の啓発と参加を促進しかつ奨励しなくてはならない。賠償、救済を含む司法及び行政手続きへの効果的なアクセスが与えられなければならない。</p> <p>註：通常①情報アクセス権 ②意思決定参加権 ③司法アクセス権と要約されている。</p> <p>オーフス条約</p> <p>1998年、リオ宣言第10原則を具体化するための条約、日本は未批准</p> <p>正式名称：環境問題における情報へのアクセス、意思決定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約</p> <p>パリガイドライン</p> <p>*2007年、オーフス条約未批准の国にもリオ宣言第10原則に基づく立法や政策を促すガイドライン。日本は国連環境理事国として草案作成に関与。</p> <p>正式名称：環境問題における情報へのアクセス、市民参加及び司法へのアクセスに関する国内立法の発展のためのパリガイドライン</p>	<p>おきます」とでも言っておけばよい。</p>
--	---	--------------------------

<p>リオ宣言第10原則と環境基本法の適用について</p>	<p>13</p>	<p>1992年のリオ宣言を受け、1993年施行の環境基本法第4条に「すべての者の公平な役割分担」が明記されました。また、福島第一原発事故を契機として、環境基本法の放射性物質の適用除外規定が削除され、環境基本法上放射性物質は公害物質として位置づけられました。</p> <p>今回の「報告書」作成に至る企画、調査実施、報告書の作成、それぞれの各段階において、環境基本法第4条の「すべての者の公平な役割分担」がどのようになされたのですかお答えください。</p>	<p>他の質問者と冒頭部分が重なる場合は「私も先ほどの質問者の質問に関連して、お聞きしたいことがあります」などと重複を避け、時間を節約し、多数の人が質問できるチャンスを確保しましょう。</p>
	<p>14</p>	<p>(以下は11の冒頭文に同じ) 1992年のリオ宣言を受け、1993年施行の環境基本法第4条に「すべての者の公平な役割分担」が明記されました。また、福島第一原発事故を契機として、環境基本法の放射性物質の適用除外規定が削除され、環境基本法上放射性物質は公害物質として位置づけられました。</p> <p>2023年10月の地質専門家約300名の声明について、この意見を述べた人たちに対して、今回の「報告書」を作成するにあたって環境基本法第4条の「公平な役割分担」をしてもらいましたか。してもらったとしたらどのようなことをしてもらったのですか。</p>	
	<p>15</p>	<p>(以下は11の冒頭文に同じ) 1992年のリオ宣言を受け、1993年施行の環境基本法第4条に「すべての者の公平な役割分担」が明記されました。また、福島第一原発事故を契機として、環境基本法の放射性物質の適用除外規定が削除され、環境基本法上放射性物質は公害物質として位置づけられました。</p> <p>今回の文献調査に当たって、環境省とリオ宣言第10原則、環境基本法第4条の「すべての者の公平な役割分担」について、どのように具体化するか協議しましたか。した場合は、その内容を示す文書名を教えてください。</p>	

16	<p>(以下は11の冒頭文に同じ) 1992年のリオ宣言を受け、1993年施行の環境基本法第4条に「すべての者の公平な役割分担」が明記されました。また、福島第一原発事故を契機として、環境基本法の放射性物質の適用除外規定が削除され、環境基本法上放射性物質は公害物質として位置づけられました。</p> <p>私は、今回の文献調査のやり方を見て、NUMOも通産省も、リオ宣言や、パリガイドライン、環境基本法第4条のような「市民参加」の大きな国際的な流れから外れていると思っています。これが間違いであればその理由を端的に述べてください。</p>	
17	<p>(以下は11の冒頭文に同じ) 1992年のリオ宣言を受け、1993年施行の環境基本法第4条に「すべての者の公平な役割分担」が明記されました。また、福島第一原発事故を契機として、環境基本法の放射性物質の適用除外規定が削除され、環境基本法上放射性物質は公害物質と位置づけられました。</p> <p>今回の文献調査について、北海道の寿都町や神恵内村が受け入れましたが、事前に町民・村民はもちろん私たち道民は、事前に何らの参加の機会も与えられませんでした。これは、リオ宣言第10原則や環境基本法第4条を無視していることになりませんか。無視していないという場合は、その理由を述べてください。</p>	

<p>国際的法制度の動向について</p>	<p>18</p>	<p>現在の最終処分法による地層処分が仮に順調に進んでも埋設処分までには100年以上かかるということですが、それを前提に今後の国際法による動向について伺います。</p> <p>日本では、1962年当時、原子力委員会が、「国土が狭隘で、地震のあるわが国では最も可能性のある最終処分方式としては深海投棄であろう」としていましたが、しかしその後いわゆるロンドン条約などで海洋投棄が不可能となると、地層処分に方針を変えています。</p> <p>このように国際法の動向が日本の核のゴミ処分政策に影響を与えてきたことを考えると、私は、100年以上の間には、国際的な地層処分の厳しい安全基準などが整備されることは当然予想されると思っています。私は、現在の日本の最終処分法が今後も国際的に通用するとはとても思えません。文献調査の延長線上には、膨大な無駄金を浪費した上で、政策変更を余儀なくされる可能性が十分あると思います。今回の文献調査を含め、最終処分法による政策は見直してほしいと思います。このような考えがあったということを通産省や環境省に伝えていただけますか。</p>	
<p>知事又は町長（村長）の不同意の場合について</p>	<p>19</p>	<p>通産大臣は、知事又は首長が反対の場合は「プロセスから外れる」と言ったのですから、その場合は直ちに道内から完全退去してください。居座らないでください。</p>	